

# 地方公共団体相互間の連携・協力、公共私連携関係資料

---

## 第1 基本的な認識

### 3 目指すべき地方行政の姿

#### (2) 地域の未来像についての議論

市町村は、住民に最も身近な地方公共団体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要がある。その際、市町村の現在の状況や課題、今後の変化の現れ方は多様であることから、それぞれの市町村において、首長、議会、住民に加え、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会を支える様々な主体がともに、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である。

そのためには、具体的にどのような資源制約が見込まれるのかについて、各市町村がその行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しの客観的なデータを基にして「地域の未来予測」として整理することが考えられる。また、住民の日常生活の範囲が市町村の区域を越えて広がっている地域や、市町村間の広域連携を視野に入れている地域においては整理を共同で行うことも有用である。

その上で、目指す未来像を実現するため、限られた経営資源の中でのとるべき方策の優先順位をどのようにつけていくのか、技術を活かした対応、組織や地域の枠を越えた連携等により資源制約を乗り越えることができるか、市町村が、地域の置かれた状況に応じて自ら判断し、長期的な視点で必要な対応を選択していくこと、また、様々な政策や計画に具体的に反映させていくことが求められる。こうした取組は、既に一部の市町村で始められているが、取組の広がりが期待される。

都道府県においては、市町村の求めに応じ、その整理を支援し、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有することが重要である。国においては、各府省の政策に関わるデータ等、「地域の未来予測」の整理のために必要となるデータについて情報提供を行う必要がある。また、国・地方を問わず、オープンデータの取組を推進することによって、住民や地域社会を支える様々な主体がデータを利活用できるようにすることが必要である。

## 第3 公共私連携

### 2 公共私連携・協働の基盤構築

#### (1) 連携・協働のプラットフォームの構築

多様な主体の連携・協働によって、快適で安心な暮らしを営んでいけるような地域社会を形成していくため、市町村は、行政サービス提供の役割を担うとともに、これらの主体をネットワーク化した上で、それぞれの強みが活かされ、弱みが補われるようにし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のために必要な取組を進められるようにすることによって、積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待される。

例えば、地域の多様な主体が参画している協議会など、一定の要件を満たしたプラットフォームについて、市町村の条例や要綱等によって、地域の将来ビジョンの作成や市町村への意見具申等の役割を担うものとしての位置付けを付与し、併せて、市町村による人的・財政的支援の対象としている取組が見られる。

このようなプラットフォームは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものであり、また、地域社会の様々な主体に対して開かれた取組であることが重要である。ここでは、それぞれの主体の活動の自主性・自立性が十分に尊重されるべきである。

また、このようなプラットフォームを、「地域の未来予測」を踏まえ、公共私それぞれの視点で把握している地域の資源・課題やデータを見出し、共有した上で、目指す未来像の実現に向けた議論の場としていくことも考えられる。地方行政のデジタル化は、住民、企業等による地域の課題解決への参画を容易にし、さらには、公共私連携による新たなサービスの共創にもつながる。

### 3 共助の担い手の活動基盤の強化

共助の担い手の活性化や持続的な活動基盤の構築のためには、地域の課題解決に取り組む人材の確保・育成や資金の確保・多様化が課題である。市町村は、多様な住民が継続的に活動に関わるための仕組みづくりや、人材、資金、ノウハウ等の確保へ向けた支援等を、地域の課題やコミュニティ組織の活動状況に応じて適切な手法を組み合わせながら、積極的に行っていくことが求められる。

また、災害の頻発・激甚化により、地域防災力の充実強化の必要性が再認識されており、自主防災組織がきめ細やかな避難所運営等で効果を上げている。こうした活動を活性化していくことは、コミュニティ組織の活動基盤の強化の重要な契機にもなる。

#### (1) 地縁法人制度の再構築

コミュニティ組織は、その目的や活動実態等を踏まえ、事業展開に対応して、最適な組織形態を選択し、活動を発展させていくことが期待される。多くは法人格を有しない任意団体であるものの、様々な団体との契約や連携による事業の幅の広がりを容易にするなどの観点から、法人格の取得は、持続的な活動基盤を整える上で有用な方策の1つである。

非営利目的の社団法人の一般制度としては、一般社団法人が設けられており、設立目的や社員資格について法律上の制限はない。また、特定非営利活動を主たる設立目的とする特定非営利活動法人については、社員資格に不当な条件を付すことは禁止されているが、その事業内容に応じて、社員資格を特定の地域の住民に限定することは可能と解されている。営利目的の場合には、株式会社として法人格を取得することも考えられる。これらの法人制度は、いずれも地域を基盤とする法人制度として運用することも可能である。

# 第32次地方制度調査会答申（令和2年6月）（抄）③

こうした中で、地方自治法には、自治会・町内会等が不動産等に関する権利等を保有することを目的として法人格を取得する地縁型の法人制度として、認可地縁団体制度が設けられている。これは、社団のうち、地域の共同活動を行う地縁型組織であって、その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、民主的な運営が確保されるものに対して、組織の現況を活かし、活動の制約要因にならない簡便な法人制度を用意するものである。

この制度については、民間非営利部門を社会経済システムの中に積極的に位置付けるという公益法人制度改革の趣旨や、近年、地域の住民が主体となった組織により、地域課題の解決に向けて幅広い取組を持続的に行っている事例が広がっていることを踏まえ、簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度として再構築することが適当である。

その際、個々の活動実態に応じ、必要に応じて、事業運営の透明性や適正性の確保を図る観点から、監事を選任し、業務の執行の状況を監査することや、一般社団法人等と同様の計算書類等を作成することが考えられる。

## 第4 地方公共団体の広域連携

### 1 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

#### (2) 広域連携の課題と対応の方向性

##### ③ 多様な広域連携の取組による生活機能の確保

市町村は、多様な手法の中から自ら選択した広域連携の取組により、2040年頃にかけて生じる変化・課題等に対応し、地域で住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるよう、必要な行政サービスを提供していくことが重要である。今後、定住自立圏・連携中枢都市圏のほか、様々な市町村間の広域連携によって特に地域において必要な生活機能を確保していくことが必要であることを踏まえ、連携により生活機能を確保しようとする際に関係市町村に発生する需要に応じ、適切な財政措置を講じる必要がある。

#### (3) 定住自立圏・連携中枢都市圏

##### ① 現状と特徴

地方圏において人口減少社会に的確に対応していくため、核となる都市と近隣市町村による連携のプラットフォームとして進められている定住自立圏・連携中枢都市圏の形成については、相当程度進捗した段階にある。

これは、核となる都市と近隣市町村の間で、定住自立圏・連携中枢都市圏の形成のために、個々に協定・連携協約（以下「連携協約等」という。）を締結することによって自主的に形成されるものであり、個々の連携協約等に着目すれば、核となる都市と近隣市町村が協議を行うことによって、定住自立圏共生ビジョン・連携中枢都市圏ビジョンを作成し、これに基づいて双方が役割を分担して施策を実施する取組である。（略）

## ② 市町村間の合意形成に際しての課題への対応

定住自立圏・連携中枢都市圏の取組については、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用による住民の生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくことが必要である。

現在でも、合意形成に際し、例えば、関係市町村それぞれが自ら役割を果たすことを前提として提案を持ち寄った上で、目指す未来像、連携による取組等について活発な議論を行っている事例や、市町村長レベルだけでなく職員の様々なレベルで分野ごとの市町村間の議論の場を設けている事例等が見られ、こうした取組が広域連携による取組内容の深化につながっている。（略）

## ③ 公共私連携への対応

市町村間の広域連携に際しては、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等、地域における共や私の担い手の積極的な参画を促し、公共私連携した取組を充実させていくことが重要である。（略）

## (4) 定住自立圏・連携中枢都市圏以外の市町村間の広域連携

核となる都市がなく、規模・能力が同程度の市町村が複数存在するような地域においても、人口減少・高齢化等が先行して進んできた市町村をはじめとして、市町村間の広域連携の取組が見られる。こうした地域においても、共同で「地域の未来予測」を整理すること等を通じ、2040年頃にかけて生じる変化・課題の見通しを市町村間で共有し、合意形成を円滑に行った上で、安定的・継続的な広域連携の取組によって必要な行政サービスを提供していくことが重要である。

このような場合、連携の枠組み形成や連携による取組の合意形成は、基本的に市町村相互間の協議によって行われている。合意形成を円滑に行い、連携を安定的・継続的に進めいくため、連携のプラットフォームとして協議組織を設け、さらに、役割分担の合意を連携協約により明確化し、または、別の行政主体として一部事務組合・広域連合を設けている事例もあり、有用であると考えられる。（略）

特に、三大都市圏については、面積が狭い都市が多く、交通機関が発達し、市街地も連坦していることから、他の都市と相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であると考えられるが、相当の人口集積があり、また、現時点では必ずしも75歳以上人口の増加や15～74歳人口の減少が深刻化しておらず、資源制約による課題が顕在化していないこと等から、このような広域連携が十分に進んでいるとは言いがたい。

他方、2040年頃にかけて生じる変化・課題は、75歳以上人口の急速な増加など、とりわけ今後三大都市圏において顕著に現れることが見込まれ、その際、人と人とのつながりが希薄である三大都市圏では、対人サービスにおいて市町村に期待される役割は大きい。

こうした観点から、三大都市圏の市町村においては、「地域の未来予測」の整理がとりわけ重要であり、これを踏まえ、地域の実情に応じた相互補完的、双務的な役割分担に基づく広域連携の取組を自ら積極的に進める必要がある。国においては、先進事例の収集を重点的に実施し、取組の横展開を促進することが重要である。

## (6) 都道府県による市町村の補完・支援の役割の強化

### ② 都道府県による補完・支援の役割

#### ア 都道府県による補完・支援についての考え方

平成12年に施行された地方分権一括法により、従来の都道府県の補完事務は再構成され、その範囲は、市町村の規模・能力に応じて相対的に定まることとなった。また、実態としても、一連の都道府県の事務の見直し、行政改革の進展等により都道府県の経営資源は縮小してきた。その結果、都道府県はかつてのように幅広く市町村の補完・支援に取り組んでいる状況にはない。

しかしながら、平成11年以来の全国的な市町村合併の進展後も小規模市町村は相当数存在し、市町村の規模・能力は一層多様になり、今後の人口減少によってこうした傾向の加速化が見込まれる。また、小規模市町村に限らず、多くの市町村において、技術職員、ICT人材等の専門人材の確保・育成など、市町村間の広域連携によっても対応が困難な事案が増加しており、更なる深刻化も想定される。

こうした状況を踏まえ、都道府県は、市町村による「地域の未来予測」の整理の支援等を通じて、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有した上で、個々の市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じて、これまで以上にきめ細やかに補完・支援を行う役割を果たしていくことが必要である。

#### イ 都道府県による補完・支援の手法

都道府県による補完・支援の手法については、事務の委託、事務の代替執行、過疎地域における道路の代行整備等、市町村に代わって事務を行う手法に加え、小規模市町村が多い一部の県で積極的な取組が見られるように、法令上の役割分担は変更せず、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する、協働的な手法が考えられる。

他方、この場合、市町村の権限と責任が不明確になり、自主性・自立性を損ねることのないよう、都道府県と市町村の間の役割分担の合意を明確化しておくことが重要であり、連携協約の適切な活用も考えられる。さらに、市町村間の広域連携によっては行政サービスの提供体制の確保が困難である場合に、市町村から都道府県に対して、連携協約に基づく役割分担の協議を要請できるようにする仕組みを法制度として設けることも考えられる。

## (7) 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

土木技師、建築技師等の技術職員について、都道府県や広域連携に取り組む市町村が増員し、平時には不足している市町村を支援するとともに、大規模な自然災害の発生時に必要となる技術職員の中長期派遣要員を確保できるよう、令和2年度から財政措置が講じられている。

この措置は、水準の高い技術職員を確保・育成するとともに、様々な支援ニーズに弾力的に対処するためには、まとまった規模の技術職員群を形成・運用することが望ましいこと、同時に、大規模災害時の中長期派遣要員の確保・派遣調整を広域的な視点で行う必要があることから、都道府県を主たる実施主体としつつ、市町村間の広域連携に取り組む市町村もこれに準ずる実施主体としており、積極的な活用が期待される。

## 2 都道府県の区域を越えた広域的な課題への対応

### (1) 現状と課題

従来からの広域連携の枠組みとして、東京圏においては、関係する都県知事及び指定都市の市長で構成される九都県市首脳会議が設けられ、広域的な行政課題を議題として協議等が行われている。また、関西圏においては、関西広域連合が設立され、構成府県市の職員が分野別事務局として広域防災や広域観光等の連携施策に取り組んでいるほか、広域連合の本部事務局に専任職員が配置されている。

その他の地域においても、遠隔地の都道府県間の連携やブロック単位での会議の定期開催を含め、大規模災害への対応や産業施策・観光施策、地域づくりなど、都道府県の区域を越えて広がる共通の行政課題に対し、都道府県間の協力体制を構築して対応する取組が見られる。

### (2) 都道府県の区域を越えた行政課題への対応の方向性

都県の区域を越えた人口移動が大きい東京圏においては、国との連携を図りながら、東京圏全体の視点に立った戦略的な取組を進めていくことが重要であり、広域的な課題を日常的かつ継続的に検討し、関係機関との調整を行う体制を構築していく必要がある。関西圏においても長期間にわたる戦略的な対応が重要であり、国との協働を進めることを含め、広域連合の取組をより深化させていくことが期待される。

その他の地域においても、都道府県の区域を越えて広がる共通の行政課題に対し、都道府県が自主性を発揮しつつ協力関係を一層緊密にして対応することが求められる。

都道府県の区域を越えた連携に当たり、課題への対応に資する場合には、民間団体との連携も図っていく必要がある。



# 出生数及び合計特殊出生率の状況

- 我が国の出生数は、第2次ベビーブームをピークに一貫して減少しており、近年は年間100万人を下回っている。
- 合計特殊出生率について、平成18年から上昇傾向にあったものの、平成28年から再び低下基調に転じている。
- 都道府県別に見ると、東京都・大阪府やその近隣府県などにおいて合計特殊出生率が全国平均を下回っている。

出生数は減少の一途を辿り、2022年は初めて80万人を下回った。

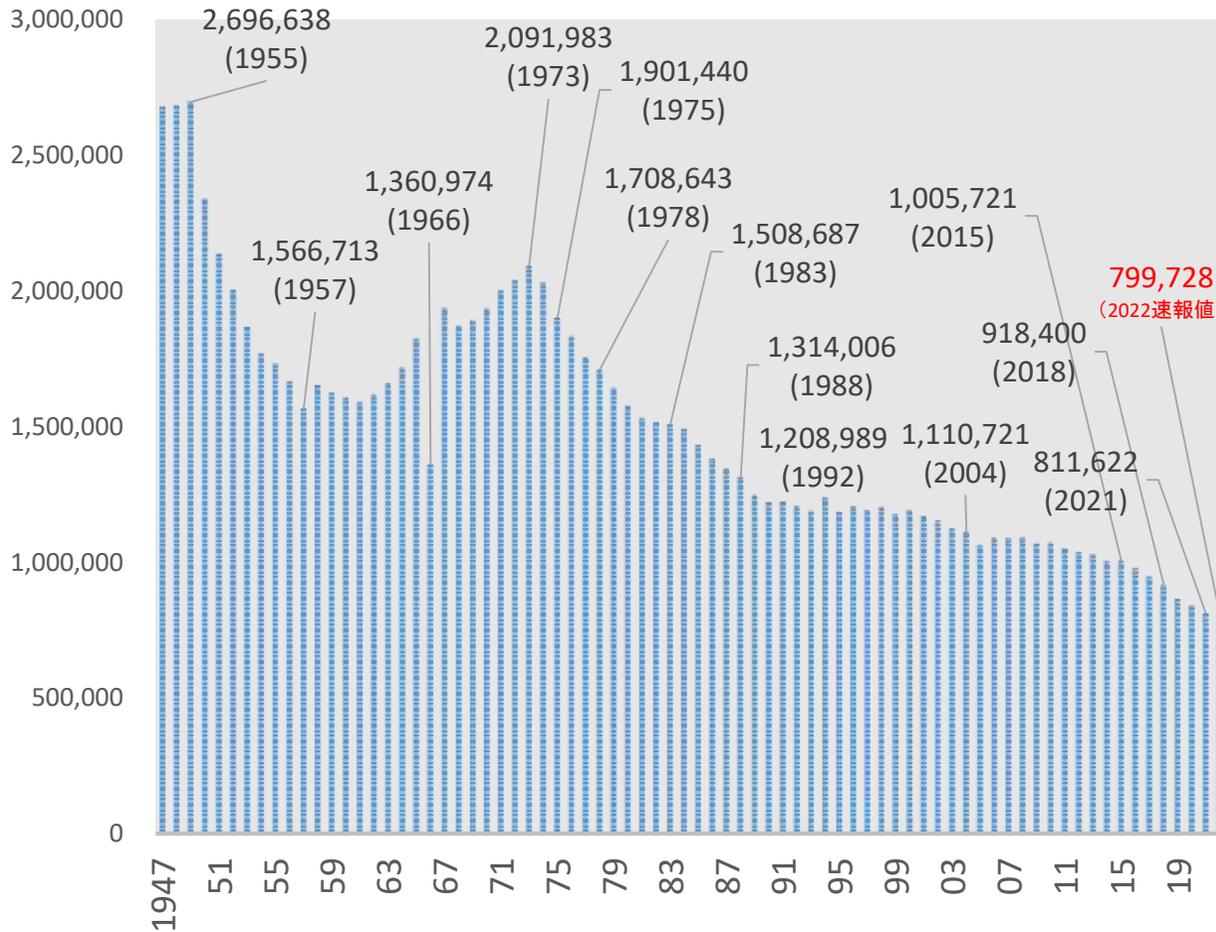
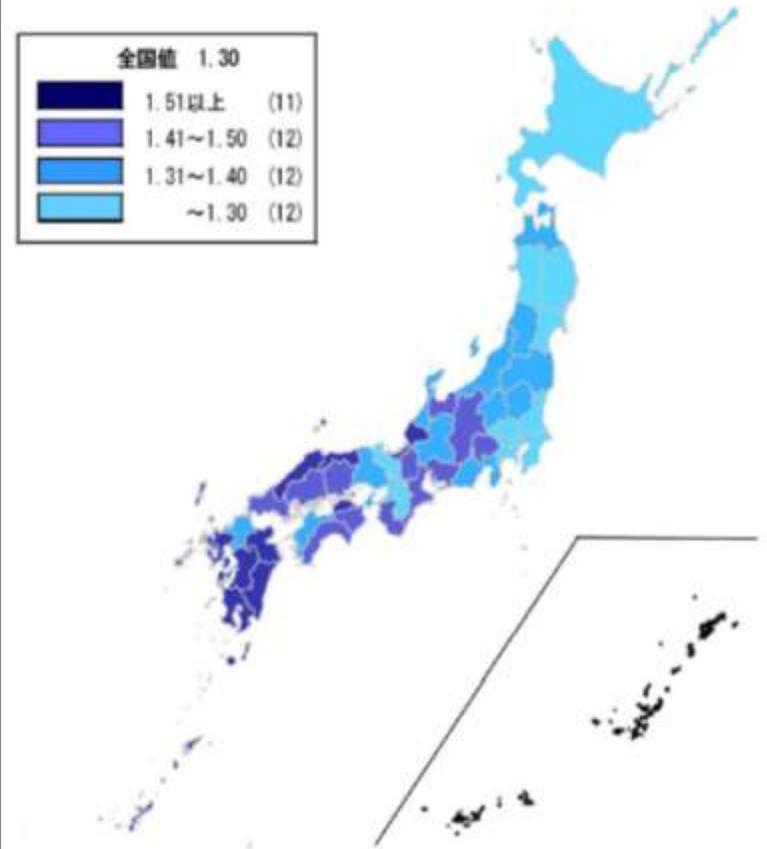
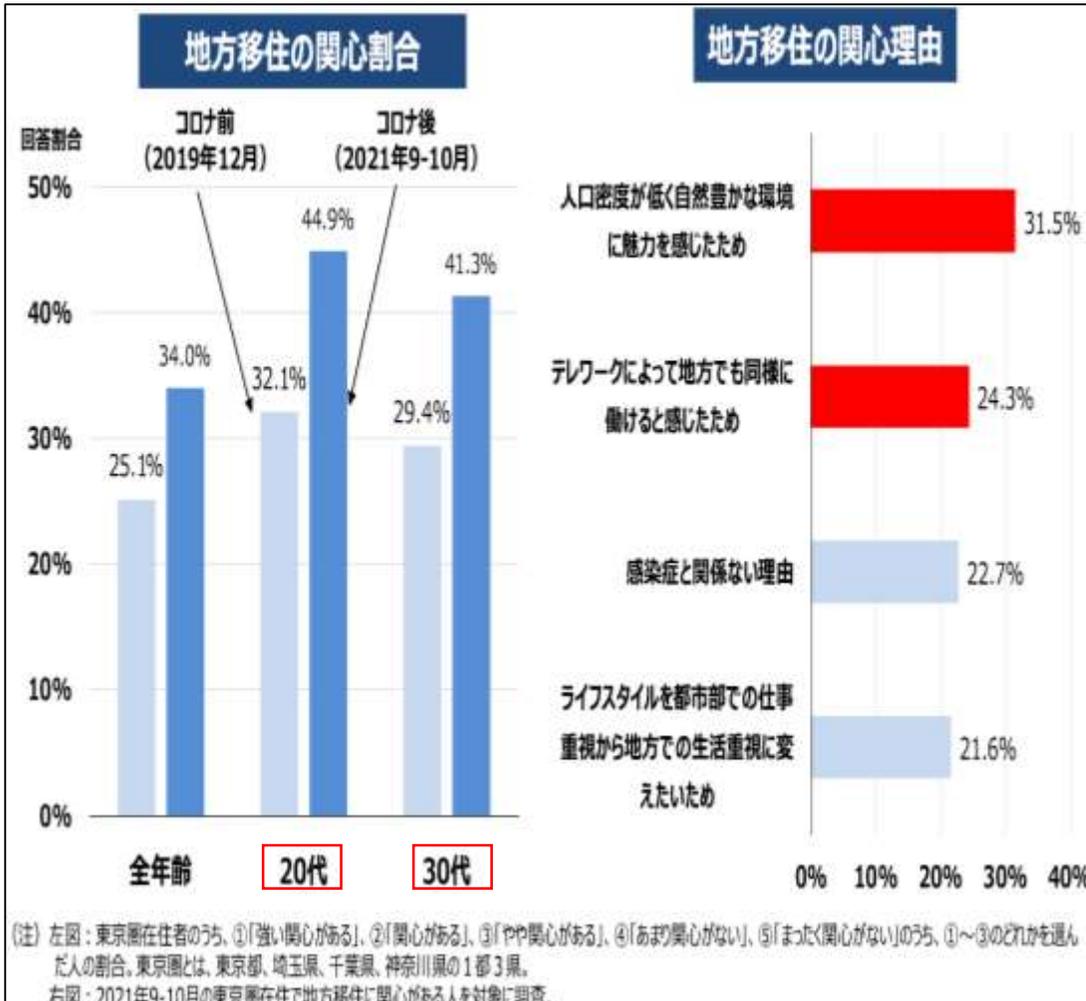


図3 都道府県別にみた合計特殊出生率（令和3年(2021)）

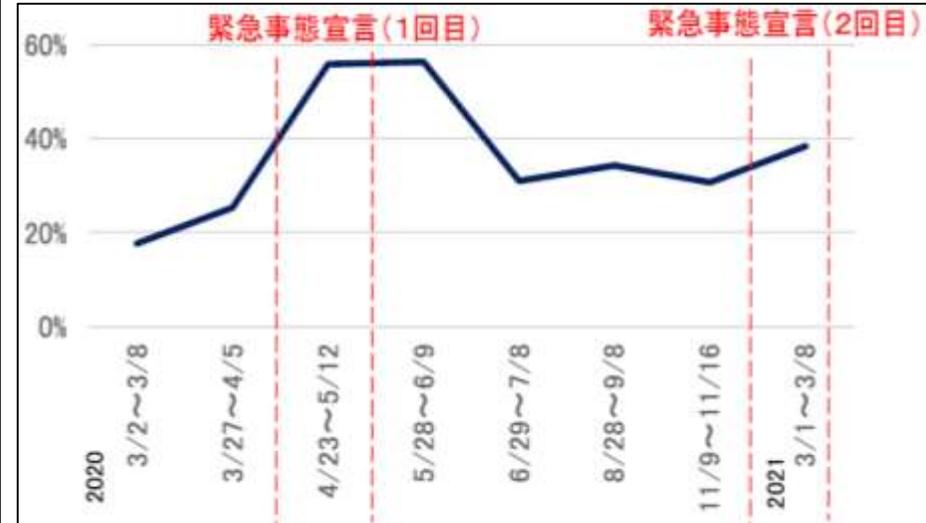


# 多様で柔軟な働き方、生き方への関心の高まり

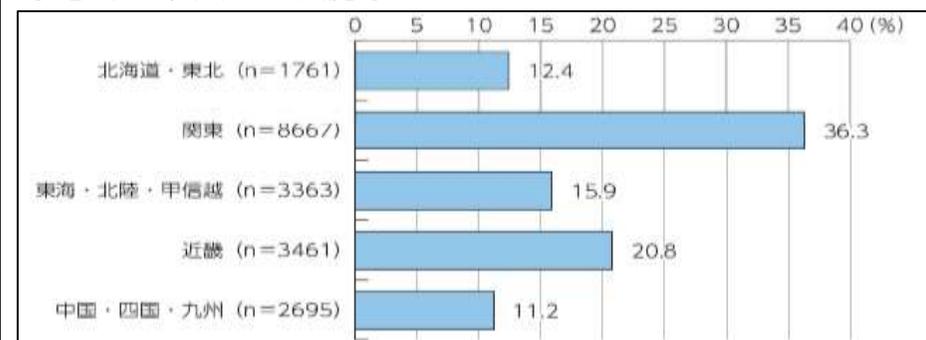
- コロナ前に比べ、特に20代～30代の地方移住への関心が高まっている。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、民間企業におけるテレワークは、急速に導入が進んでいるが、地域別のテレワーク実施率を見ると、三大都市圏が含まれる地域が高くなっており、地域ごとに差が生じている。



## ○企業のテレワーク実施率



## ○地域別・テレワーク実施率\*



\*正社員のみを対象とした調査(調査期間:2020年11月18日~23日)。サンプル数(n)は、性別・年代の補正のためのウェイトバック後の数値。

- 2020年4月以降、電話・オンライン診療に対応する医療機関数が徐々に増加している。また、首都圏を中心にオンライン教育についても徐々に普及が進んでいる。
- コロナ禍における行動抑制やテレワークの普及等により、電子商取引（EC）利用が拡大し、宅配便の取扱数が増加。

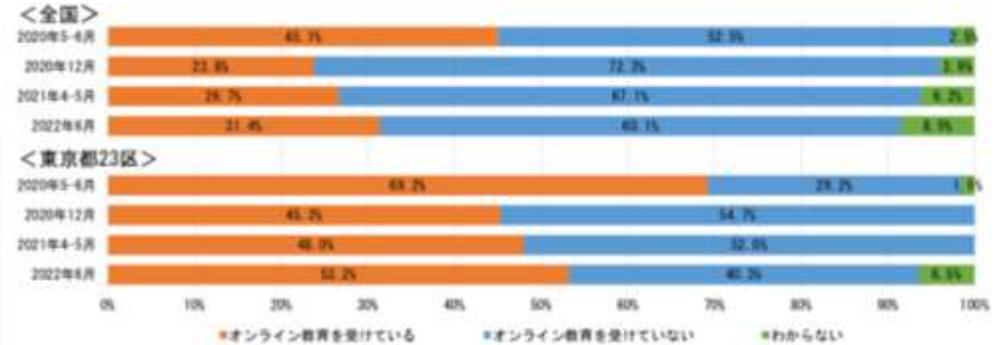
## 【電話・オンライン診療に対応する医療機関数の推移（令和2年～令和3年4月）】



※5月末～令和3年4月末は、それぞれ、5月29日、7月1日、7月31日、9月3日、9月30日、10月29日、11月30日、12月25日、1月29日、2月28日、3月31日、4月30日時点の都道府県報告の集計による。  
※それぞれの割合の分母は、医療施設動態調査（令和2年4月末概数）における病院及び一般診療所の合計（110,898施設）

出典：「第15回オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」（厚生労働省）

## 【オンライン教育（学校に加え、塾や習い事等も含む）の実施状況】



出典：「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（内閣府）

## 【宅配便の取扱個数の推移】

単位：億個

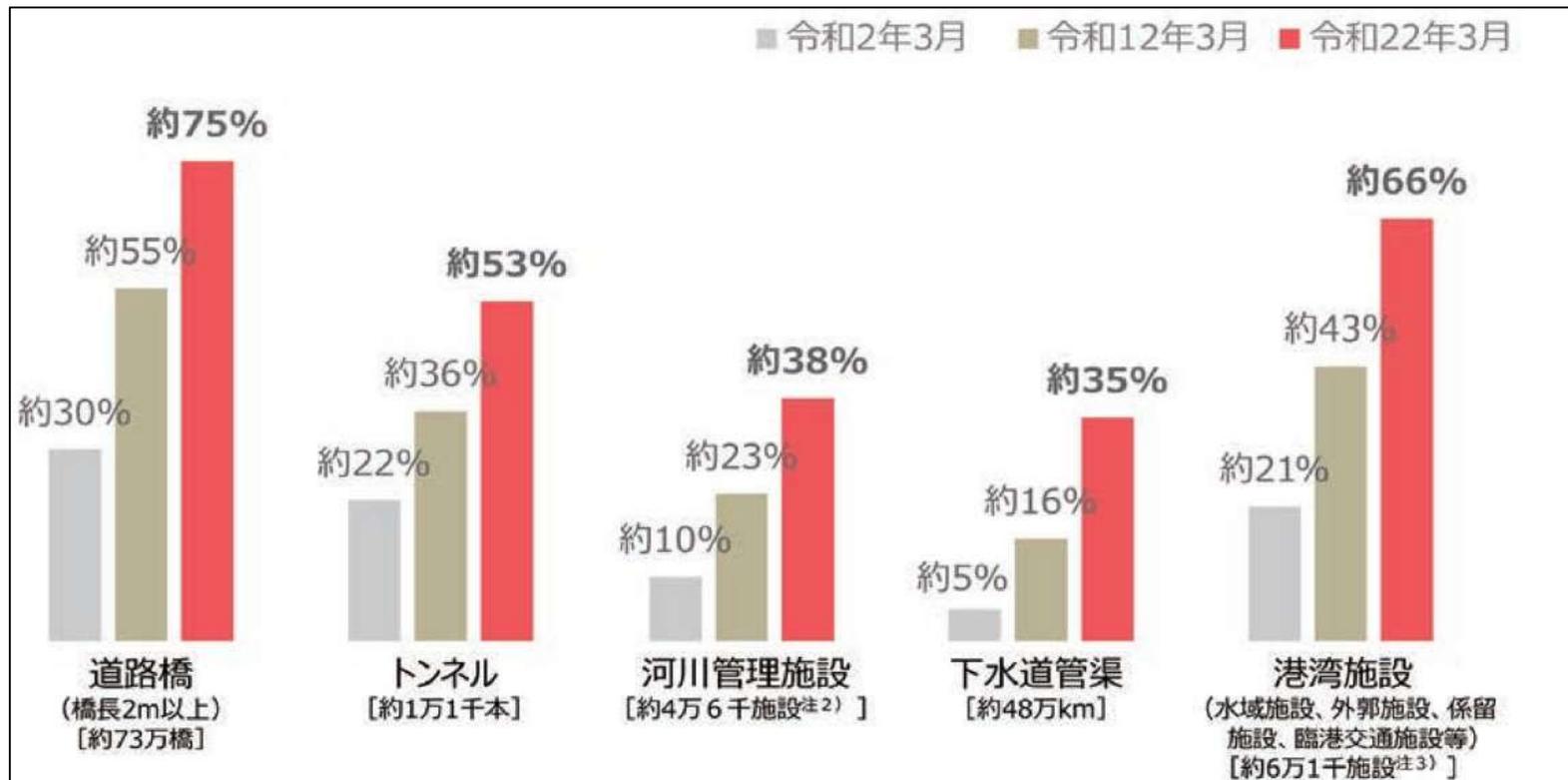


出典：「宅配便等取扱い個数の推移」（国土交通省）を基に事務局作成

- 高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、**建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。**

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

【建設後50年以上経過する社会資本の割合<sup>注1</sup>（令和2年度算出）】



注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

注2) 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。

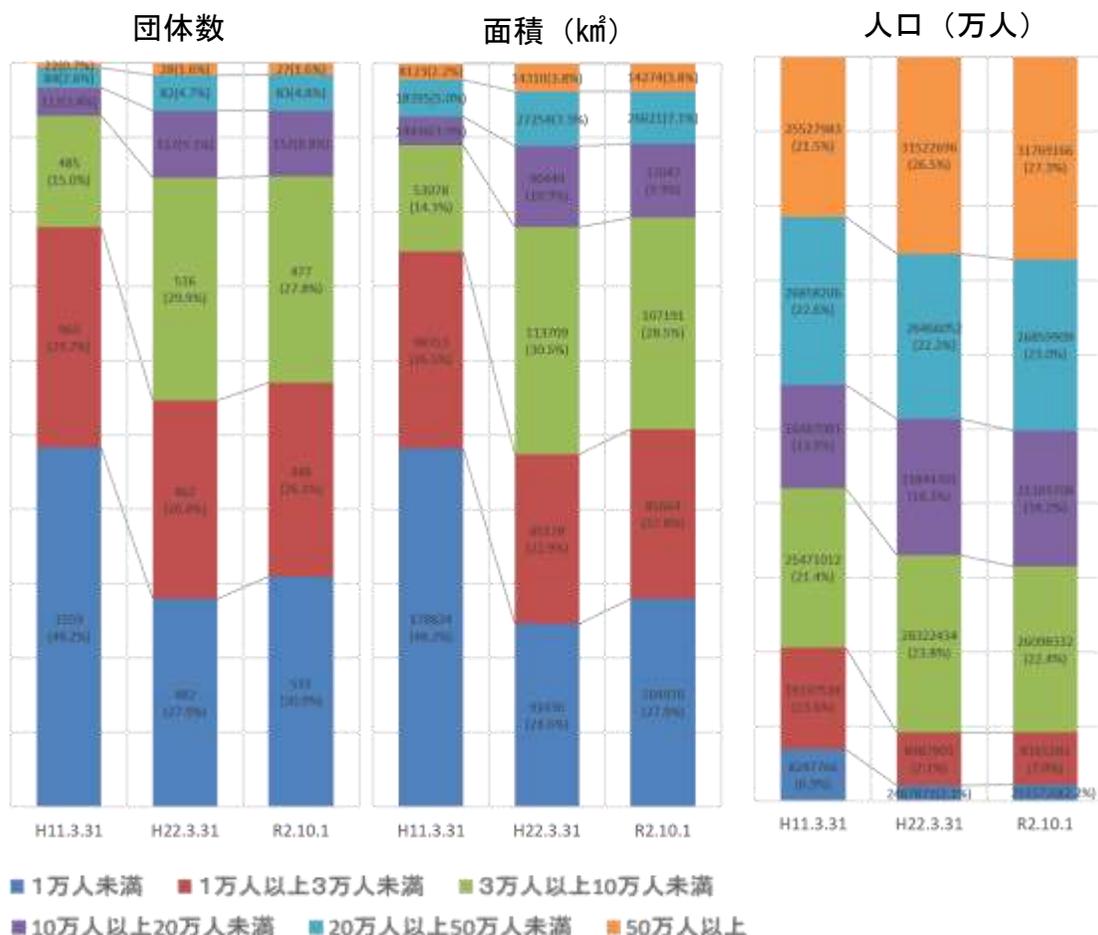
都道府県・政令市：堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

注3) 一部事務組合、港務局を含む。

# 人口規模別の市町村数の推移

- 人口50万人以上など、人口規模の大きい市町村においては人口が増加。一方で人口1万人未満など、人口規模の小さい市町村においては人口が減少している。
- 指定都市、中核市、市の数は増加し、町村の数は減少している。
- 地方圏において、人口5万以上の市が51団体増加するなど、相当程度の規模と都市機能を持つ都市が増加している。

## (1) 人口規模別の市町村数・面積・人口



## (2) 団体種別ごとの市町村数

	H11.3.31	R4.4.1
指定都市	12	20
中核市	25	62
市	633	710
町村	2,562	926
合計	3,232	1,718

## (3) 地方圏において定住自立圏や連携中枢都市圏の中心市となりうる人口要件を満たす市の数の状況

人口	H11.3.31	R2.10.1	増減数	増減率
20万以上	49	54	5	10.2%
5万～20万	169	215	46	27.2%
合計	218	269	51	23.4%

※三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)の区域外。人口は、平成12年、令和2年国勢調査による

- (参考) 連携中枢都市・定住自立圏の中心市の要件及び圏域数(R4.11.1)
- ・ 連携中枢都市圏：指定都市又は中核市であることを基本(38圏域)
  - ・ 定住自立圏：人口5万人程度以上の都市であることを基本(130圏域)

# 部門別の職員数の増減状況

○ 部門別職員数をピーク時（平成6年）と比較すると、教育部門での減少が大きいほか、都道府県・市町村のいずれにおいても、上下水道、土木一般、農業一般部門が、他の部門と比較して大きく減少。

## 都道府県

	R4職員数	R4割合	R4-H6	R4-H6 増減率
小学校	337,906	23.50%	-98,713	-23%
警察	289,074	20.10%	35,080	14%
中学校	188,839	13.20%	-70,579	-27%
高等学校	174,053	12.10%	-64,329	-27%
病院	56,410	3.90%	-12,996	-19%
特別支援学校（小・中学部）	50,939	3.50%	12,491	32%
特別支援学校（高等部）	32,459	2.30%	12,722	64%
農業一般	28,361	2.00%	-13,614	-32%
土木一般	28,668	2.00%	-11,101	-28%
消防	19,053	1.30%	728	4%
総務一般	17,430	1.20%	-2,075	-11%
税務	15,864	1.10%	-6,408	-29%
教育一般	13,939	1.00%	350	3%
保健所	12,816	0.90%	-7,602	-37%
衛生一般	11,631	0.80%	3,111	37%
林業一般	7,826	0.50%	-3,643	-32%
試験研究養成機関（農業）	6,893	0.50%	-4,681	-40%
その他の社会福祉施設	6,998	0.50%	-7,559	-52%
民生一般	7,242	0.50%	918	15%
水道	7,048	0.50%	-3,944	-36%
交通	7,031	0.50%	384	6%
建築	6,291	0.40%	-1,899	-23%
企画開発	7,345	0.50%	1,006	16%
商工一般	6,082	0.40%	-314	-5%
児童相談所等	7,928	0.60%	4,434	127%
その他	4,590	0.30%	-5,005	-52%
住民関連一般	4,803	0.30%	193	4%
用地買収	4,091	0.30%	-2,663	-39%
下水道事業	4,144	0.30%	-5,115	-55%
福祉事務所	3,616	0.30%	-2,899	-44%
計	1,369,370	-	-253,722	-16%

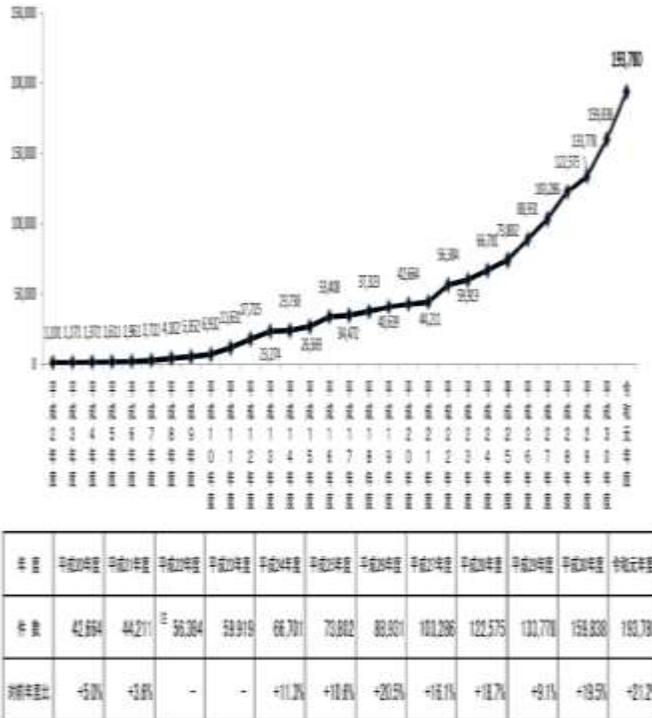
## 市町村

	R4職員数	R4割合	R4-H6	R4-H6 増減率
病院	146,388	10.70%	-744	-1%
消防	144,559	10.60%	17,349	14%
保育所	94,963	6.90%	-38,683	-29%
総務一般	70,303	5.10%	-4,235	-6%
福祉事務所	56,393	4.10%	27,528	95%
税務	48,566	3.50%	-12,417	-20%
土木一般	39,867	2.90%	-14,907	-27%
水道	35,113	2.60%	-24,807	-41%
民生一般	37,840	2.80%	10,278	37%
教育一般	31,875	2.30%	813	3%
戸籍等窓口	28,736	2.10%	-7,622	-21%
農業一般	24,636	1.80%	-19,899	-45%
介護保険事業	24,593	1.80%	24,593	皆増
下水道事業	21,658	1.60%	-16,288	-43%
ごみ収集	17,690	1.30%	-19,027	-52%
小学校	95,908	7.00%	31,802	50%
建築	20,713	1.50%	-525	-2%
交通	13,810	1.00%	-21,418	-61%
住民関連一般	19,528	1.40%	6,684	52%
国保事業	17,562	1.30%	-2,700	-13%
衛生一般	20,036	1.50%	-4,007	-17%
都市計画一般	17,112	1.30%	-8,732	-34%
企画開発	18,889	1.40%	-3,712	-16%
幼稚園	13,923	1.00%	-10,402	-43%
市町村保健センター等施設	17,609	1.30%	8,467	93%
その他の社会教育施設	11,787	0.90%	-8,941	-43%
保健所	17,154	1.30%	5,163	43%
その他の社会福祉施設	12,710	0.90%	-10,219	-45%
清掃一般	11,337	0.80%	-431	-4%
高等学校	10,052	0.70%	-4,597	-31%
計	1,141,310	-	-101,636	-8%

○ 地域社会においては、地域福祉や防災など、複雑化する課題への対応の必要性が高まっている。

## 【子育て】

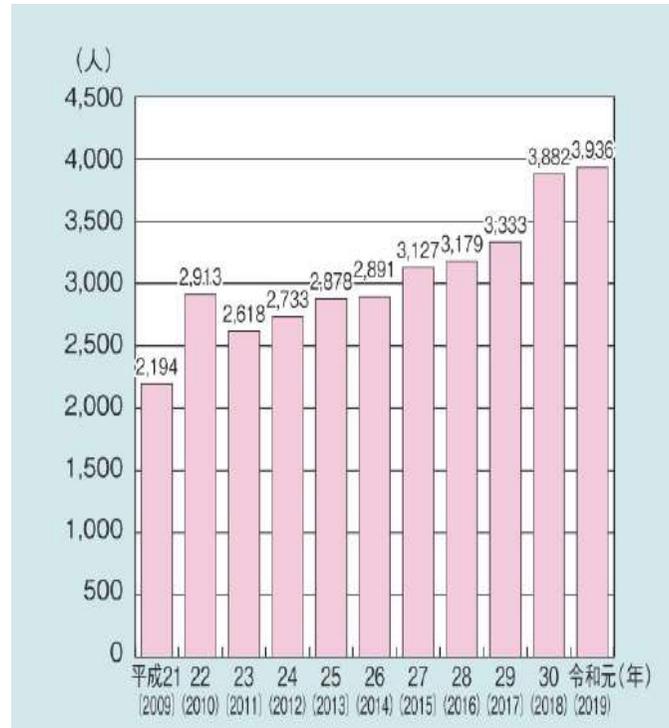
児童虐待相談対応件数の増加



出典：厚生労働省HP「令和元年度児童虐待相談対応件数」

## 【孤立死】

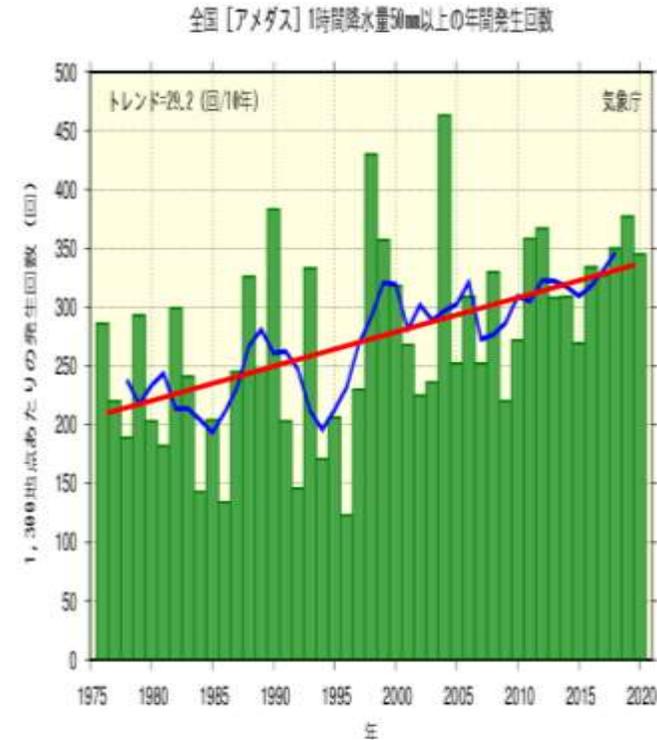
東京都23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数の増加



出典：内閣府「令和3年版高齢社会白書」

## 【防災】

短時間強雨の増加傾向による豪雨リスクの上昇

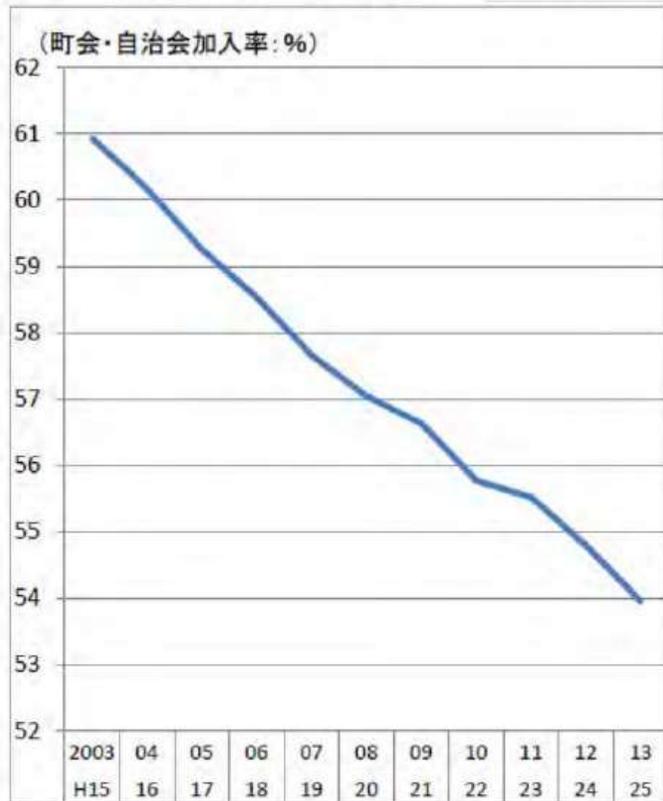


出典：気象庁HP「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

# 地域のつながりの希薄化・コロナ禍による活動制限

○ 地域社会においては、自治会等の加入率の低下など、地域のつながりの希薄化への危機感は一層高まるとともに、新型コロナウイルスの影響により活動に制約が生じている。

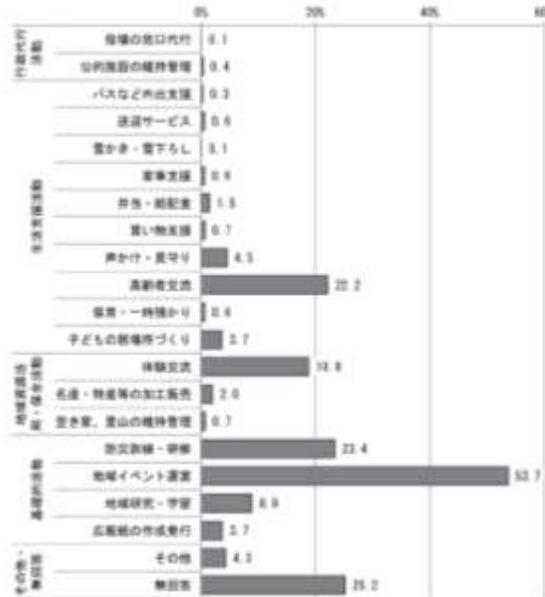
## 【自治会加入率の低下】※東京都内の33市区町村 町会・自治会の加入率の推移は低下傾向



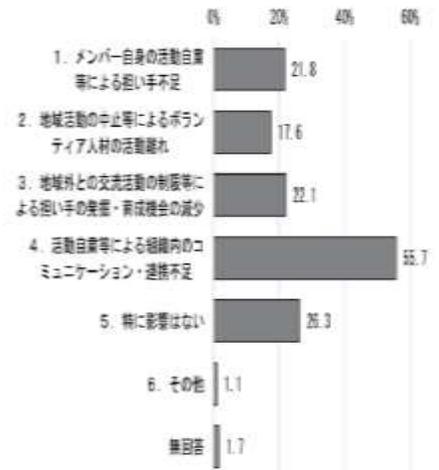
出典：「東京の自治のあり方研究会 最終報告書 (平成27年3月)」

## 【新型コロナウイルスの影響】※地域運営組織の5,783組織を対象 新型コロナウイルスの感染拡大により、活動が制約され、組織内のコミュニケーション・連携不足が発生

### 【新型コロナウイルス感染拡大による中止・休止事業】



### 【新型コロナウイルス感染拡大による活動や運営への影響】



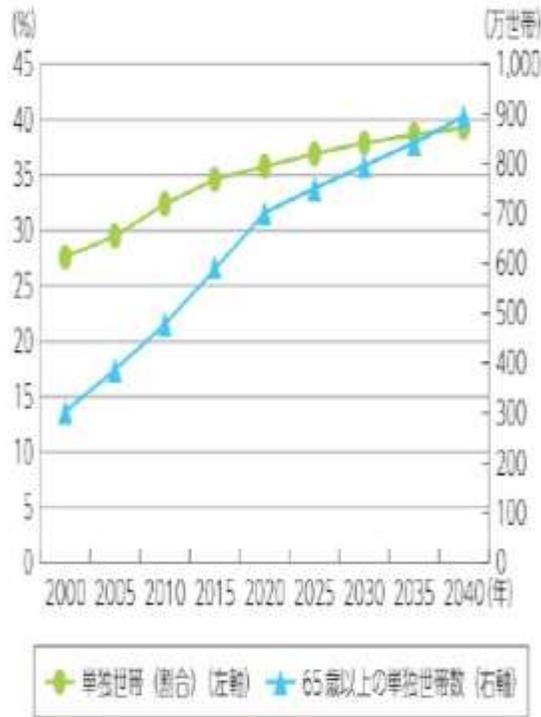
出典：総務省「地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書 (令和2年度)」

### ※地域運営組織

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

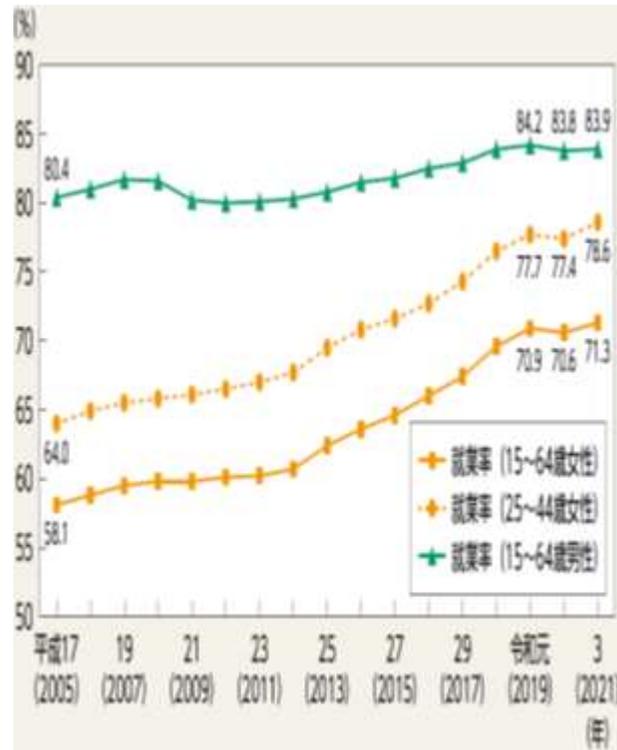
- 昭和→平成→令和へと時代が移り、現代ではひとり暮らしや女性・高齢者雇用の増加など、ライフスタイルの変化により、地域コミュニティに関わる機会や時間が減少していると考えられる。

**【世帯の変化】**  
一人暮らし世帯や高齢者単  
独世帯の増加



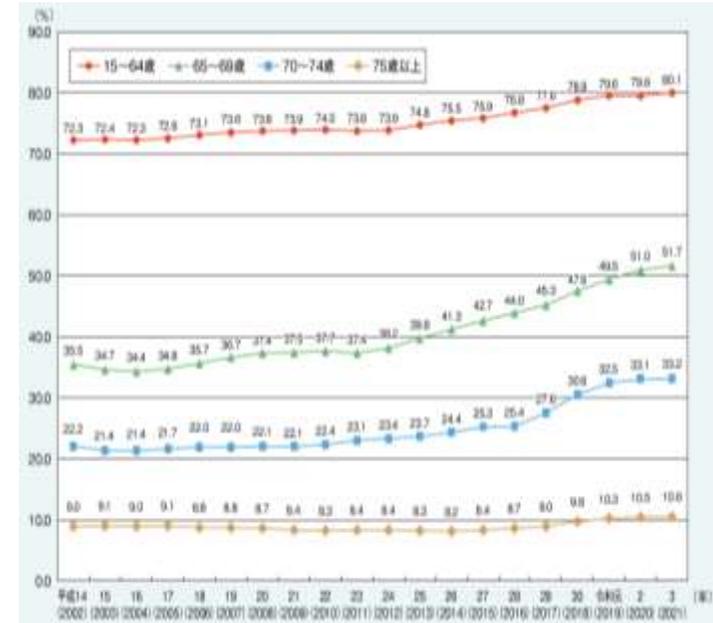
出典：総務省「平成30年版情報通信白書」

**【女性就業率の変化】**  
女性の社会進出に伴い、女性  
就業率が上昇



出典：内閣府「令和4年版男女共同参画白書」

**【高齢者就業率の変化】**  
高齢者の働き方の変化に伴い、  
高齢者就業率が上昇



出典：内閣府「令和4年版高齢社会白書」

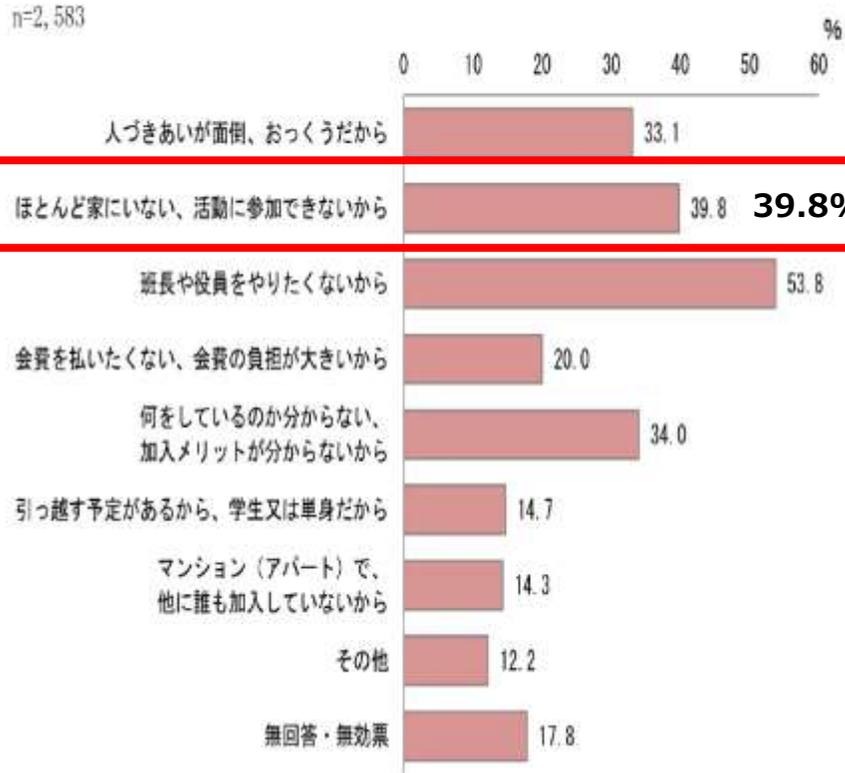
# ライフスタイルの変化と地域活動との関係

- 自治体による自治会に対するアンケート調査によれば、地域活動への参加が難しくなっている主な理由として、時間が取れないことが挙げられる。

## 【横浜市】

- 加入をしない（断られる）理由として聞き及んでいる項目

※調査対象：単位町内会：2,853団体（回答率 90.5%）  
複数回答有

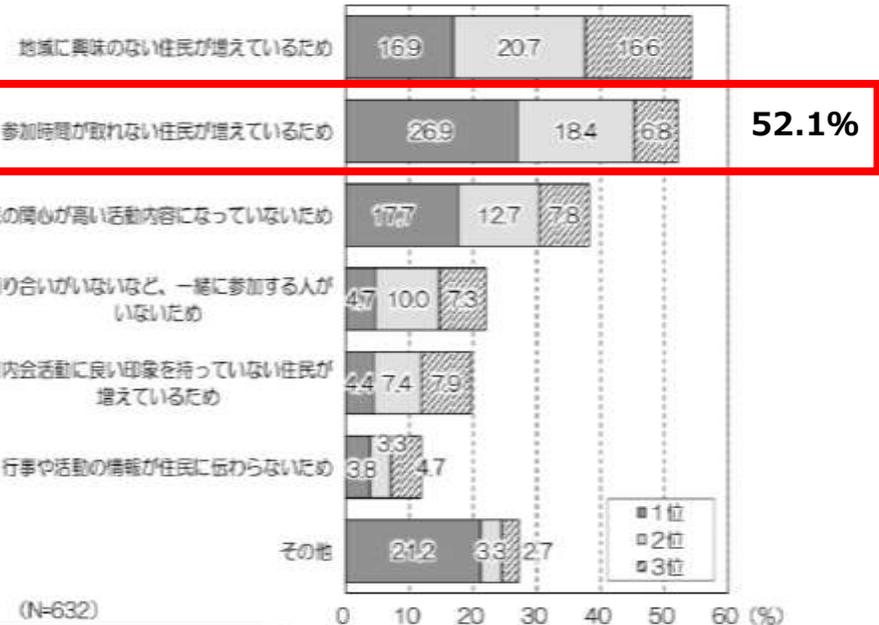


（出典）「令和2年度 横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書」

## 【広島市】

- 町内会活動に参加する人が減少していると思われる理由

※調査対象：単位町内会：1,918団体中1,457団体（回収率 76.0%）



（注）無回答はグラフに表示していない  
回答率 第1位 95.6%  
第2位 75.8%  
第3位 53.8%

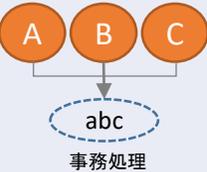
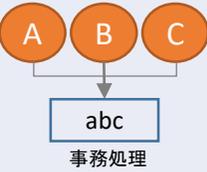
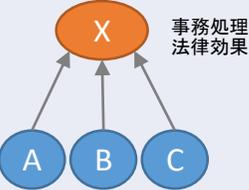
（出典）「広島市町内会・自治会等実態調査報告書(令和3年5月)」

# 共同処理制度の概要

共同処理制度	制度の概要	運用状況 (R3.7.1現在)
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約 (平成26年に創設) 地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	○締結件数: 403件 ○県と市町村間における連携協約: 33件 (8. 19%)
	協議会 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数: 211件 ○主な事務: 消防48件 (22. 7%)、救急26件 (12. 3%)、広域行政計画等23件 (10. 9%)、
	機関等の共同設置 (平成23年に対象拡大) 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数: 450件 ○主な事務: 介護区分認定審査127件 (28. 2%)、公平委員会110件 (24. 4%)、障害区分認定審査107件 (23. 8%)
	事務の委託 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数: 6, 752件 ○主な事務: 住民票の写し等の交付1, 368件 (20. 3%)、公平委員会1, 166件 (17. 3%)、競艇861件 (12. 8%)
	事務の代替執行 (平成26年に創設) 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	○代替執行件数: 3件 ○上水道に関する事務: 1件、簡易水道に関する事務1件、公害防止に関する事務: 1件
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数: 1, 409件 ○主な事務: ごみ処理389件 (27. 6%)、し尿処理312件 (22. 1%)、救急267件 (18. 9%)、消防267件 (18. 9%)
	広域連合 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数: 116件 ○主な事務: 後期高齢者医療52件 (44. 8%)、介護区分認定審査45件 (38. 8%)、障害区分認定審査30件 (25. 9%)

(注) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

# 事務の共同処理制度の比較①

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
位置づけ	地方公共団体相互間の協力					地方公共団体の組合	
連携 イメージ							
組織	法人格をもたない					独立した法人格あり	
	—	構成団体の職員が処理 ※機関が存在しない	構成団体の職員が処理 ※機関が存在する	受託団体が事務を処理	一方の団体(A)が他方の団体(B)の事務を処理		
法律効果の帰属 (括弧内は条文を要約)	—	各構成団体に帰属 (普通地方公共団体(又はその機関)が管理し執行したものとしての効力を有する)	各構成団体に帰属 (普通地方公共団体は、共同して、内部組織、委員会等を置くことができる)	受託団体(A)に帰属 (普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、管理し執行させることができる)	他方の団体(B)に帰属 (普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、当該他の団体(又は執行機関)の名において管理し執行することができる)	一部事務組合に帰属	広域連合に帰属
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な方針や役割分担を定める仕組み(管理及び執行することはない)</li> <li>双務契約に類似</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会固有の財産・職員を有しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の管理及び執行に関する法令等の適用は、構成団体の機関と同—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託団体は受託事務を自己の事務として処理(委託した団体は権限がなくなる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替執行事務の処理権限は、代替執行を求めた地方公共団体に残る</li> <li>民法の代理に相当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産を保有できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産を保有できる</li> <li>首長を直接選挙できる</li> <li>連合長に代えて理事会を置くことができる</li> </ul>

## 事務の共同処理制度の比較②

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
当事者 <small>(括弧内は地方自治法上の規定例)</small>	1対1 (「普通地方公共団体は、…他の普通地方公共団体と…」)	複数の団体 (「普通地方公共団体は…共同して…」)		1対1 (「普通地方公共団体は、…他の普通地方公共団体と…」)			複数の団体 (「構成団体は…」)
設置	①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)					①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)	
解散	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)					①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事への届出(※2)	
規約の変更等						①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)	
紛争解決 方法の ビルトイン	○ ・自治紛争処理委員による紛争処理の方策の提示を申請できる ・当事者はその方策を尊重して必要な措置を執る必要(調停と異なり、当事者の受諾を要しない)	×			×		
		(地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)			(地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)		

※1)都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣の許可

※2)都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣への届出 ※3)連絡調整協議会の場合には、議決不要

# 事務の共同処理制度の比較③

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の設立を要しない</li> <li>○ 連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の設立を要しない</li> <li>○ 各構成団体の長等の名において事務を管理執行</li> <li>○ 各構成団体が形式的には主体性を保つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の設立を要しない</li> <li>○ 各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の設立を要しない</li> <li>○ 権限の移動を伴い、委託側は事務処理権限を失う</li> <li>○ 権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確</li> <li>○ 事務処理の効率性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の設立を要しない</li> <li>○ 代替執行を求めた団体の長等の名において事務を代替執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人格を有するため、財産の保有が可能</li> <li>○ 議会、固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確</li> <li>○ 構成団体は事務処理権限を失う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一部事務組合とほぼ共通</li> <li>○ 国、都道府県から直接権限移譲を受けることが可能</li> <li>○ 規約の変更を要申請することが可能</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内容に応じて、別途、事務の共同処理制度、私法上の委託等を活用する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機動的な意思決定が難しい</li> <li>● 責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない</li> <li>● 名称が共同処理機構を想起しづらい</li> <li>● 数が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての構成団体の議会に対応する必要があるなど、手続きが煩雑</li> <li>● 複数の責任主体を支えることになり、指揮命令系統が不明確になる可能性</li> <li>● 限定された分野での活用にとどまる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託団体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる</li> <li>● 受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う</li> <li>● 権限の移動を伴うため、活用を躊躇するとの指摘</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務の管理執行と、事務処理の結果の責任の所在が一致しない</li> <li>● 数が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成団体は一部事務組合の事務に関して直接、権限を行使することができなくなる</li> <li>● 機動的な意思決定が難しい</li> <li>● 構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない</li> <li>● やや減少傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一部事務組合とほぼ共通</li> <li>● 国の施策導入に伴って設立されたものが多く、その特性が発揮されていない事例が少ない</li> <li>● 数が頭打ち</li> </ul>
活用事例	<p>連携中枢都市圏の形成、都道府県による補完・支援等</p>	<p>宝くじの発行事務、農業用水管理、視聴覚教室、教科用図書採択等</p>	<p>介護区分認定審査会、公平委員会、障害区分認定審査会、指導主事等</p>	<p>公平委員会、住民票の相互交付、公営競技(場外発売)、消防・救急、ごみ処理等</p>	<p>上水道、簡易水道等</p>	<p>ごみ処理、し尿処理、消防・救急、火葬場等</p>	<p>後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、ごみ処理等</p>

- 現行の地方自治法（以下「法」という。）において、A自治体の職員がB自治体の事務を支援する場合、以下のようにより多様な方策が考えられ、当該職員の身分取扱いや給与負担者はそれぞれ異なる。

## A自治体の職員がB自治体の事務を支援する場合の方式

### 1. 役割＝A自治体 事務＝A自治体（B自治体の事務処理支援）

A自治体の役割・事務として、A自治体の職員がB自治体の事務処理を支援

⇒ 職務命令による事務従事

（例）連携中枢都市圏の中心市が連携市町村分を含めて産業連関表を作成して連携市町村に提供

職員はA自治体の身分取扱いで、A自治体が給与を負担

### 2. 役割＝B自治体 事務＝B自治体→A自治体

B自治体の役割だが、B自治体からA自治体に事務処理権限を移して、A自治体が管理執行

（A自治体の職員が処理）

（例）B自治体の常備消防に係る事務について、規模が大きく、人員体制や装備の充実しているA自治体に委託

⇒ 「事務の委託」（法第252条の14第1項）

職員はA自治体の身分取扱いで、A自治体が給与を負担

### 3. 役割＝B自治体 事務＝B自治体

(1) B自治体の名において、A自治体が管理執行（A自治体の職員が処理）

⇒ 「事務の代替執行」（法第252条の16の2第1項）

（例）B自治体が処理する公害防止に係る事務のうち、専門性が高く、町単独での事務処理が困難なものについて、A自治体が代替執行

職員はA自治体の身分取扱いで、A自治体が給与を負担

(2) A自治体とB自治体が協議会を設置して、B自治体の名において、協議会が管理執行

（協議会の事務に従事する職員（≒A自治体の職員）が処理）（例）A自治体とB自治体を含む近隣の複数市町村で下水処理場を共同

管理するための協議会を設置し、A自治体が事務局として事務処理

⇒ 「管理執行協議会」（法第252条の2の2第1項）

職員の身分取扱い及び給与負担は規約による

(3) A自治体とB自治体が内部組織を共同設置して、B自治体が管理執行

（当該内部組織に属する職員（≒A自治体の職員）が処理）（例）A自治体とB自治体を含む近隣の複数市町村で広域福祉課、

広域まちづくり課等を共同設置し、A自治体が幹事市として事業者向け許認可や監督等の事務を共同処理

⇒ 「内部組織等の共同設置」（法第252条の7第1項）

職員の身分取扱い及び給与負担は規約による

(4) A自治体の人的資源の提供を受けて、B自治体が管理執行

⇒ 「職員の派遣」（法第252条の17第1項）

（例）連携中枢都市圏の中心市の技師が、委託契約に基づき、連携市町村の建築施設点検報告書、長期修繕計画を作成

職員はA・B両自治体の身分を併有し、B自治体が給与を負担

事務処理への  
B町の関わり 小

事務処理への  
B町の関わり 大

## 新たな国土の将来ビジョン

計画期間：2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

### 時代の重大な岐路に立つ国土《我が国が直面するリスクと構造的な変化》

#### 地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり

- ・未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機
- ・巨大災害リスクの切迫（水災害の激甚化・頻発化、巨大地震・津波、火山噴火、雪害等）
- ・気候危機の深刻化（2050年カーボンニュートラル）、生物多様性の損失

#### コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化

- ・テレワークの進展による転機なき移住等の場所にとらわれない暮らし方・働き方
- ・新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力

#### 激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

- ・DX、GXなど激化する国際競争の中での競争力の低下
- ・エネルギー・食料の海外依存リスクの高まり
- ・東アジア情勢など安全保障上の脅威の拡大

豊かな自然や文化を有する多彩な地域からなる国土を次世代に引き継ぐための**未来に希望を持てる国土の将来ビジョン**が必要

### 目指す国土の姿「新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」

#### デジタルとリアル融合による 活力ある国土づくり

～地域への誇りと愛着に根差した地域価値の向上～

#### 巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する 安全・安心な国土づくり

～災害等に屈しないしなやかで強い国土～

#### 世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む 個性豊かな国土づくり

～森の国、海の国、文化の国～

国土づくりの戦略的視点 ①民の力を最大限発揮する官民連携 ②デジタルの徹底活用 ③生活者・利用者の利便の最適化 ④縦割りの打破（分野の垣根を越える横断の発想）

※南北に細長い日本列島における国土全体での連結強化  
※広域レベルからコミュニティレベルまで重層的な圏域形成

### 国土構造の基本構想「シームレスな拠点連結型国土」

デジタルの徹底活用による場所や時間の制約を克服した国土構造への転換

〈広域的な機能の分散と連結強化〉  
階層的なネットワーク強化  
〈持続可能な生活圏の再構築〉

- ◆ 中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成
- ◆ リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」（仮称）の形成による地方活性化、国際競争力強化
- ◆ 生活に身近な地域コミュニティの再生（小さな拠点等を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生）
- ◆ 地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成

- 東京一極集中の是正（地方と東京のwin-winの関係構築）
- 国土の多様性（ダイバーシティ）、包摂性（インクルージョン）、持続性（サステナビリティ）、強靱性（レジリエンス）の向上

### デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成

- 「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合
- 生活圏人口10万人以上を一つの目安として想定した地域づくり（地域の生活・経済の実態に即した市町村界にとらわれない地域間の連携・補完）
- 「共」の視点からの地域経営（サービス・活動「兼ねる、束ねる、繋げる」発想への転換）  
✓ 主体の連携、事業の連携、地域の連携
- デジタルの徹底活用によるリアルな地域空間の質的向上  
✓ デジタルインフラ・データ連携基盤・デジタル社会実装基盤の整備、自動運転、ドローン物流、遠隔医療・教育等のデジタル技術サービスの実装の加速化  
✓ 地域交通の再構築、多世代交流まちづくり、デジ活中山間地域、転機なき移住・二地域居住など、デジタル活用を含めリアル空間での利便性向上
- 民の力の最大限活用、官民パートナーシップによる地域経営主体の創出・拡大

相互連携による  
相乗効果の発揮

### 持続可能な産業への構造転換

- GX、DX、経済安保等を踏まえた成長産業の全国的な分散立地等
- 既存コンビナート等の水素・アンモニア等への転換を通じた基幹産業拠点の進化・再生
- スタートアップの促進、働きがいのある雇用の拡大等を通じた地域産業の稼働力の向上 等

### グリーン国土の創造

- 広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用（30by30の実現、グリーンインフラの推進等を通じたネットワーク化）
- カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり（地域共生型再生エネ導入、ハイブリッドダム等）等

### 人口減少下の国土利用・管理

- 地域管理構想等による国土の最適利用・管理、流域治水、災害リスクを踏まえた住まい方
- 所有者不明土地・空き家の利活用の円滑化等、重要土地等調査法に基づく調査等
- 地理空間情報等の徹底活用による国土の状況の見える化等を通じた国土利用・管理DX 等

地域の安全・安心、暮らしや経済を支える

### 国土基盤の高質化

### 地域を支える人材の確保・育成

- 防災・減災、国土強靱化、生活の質の向上、経済活動の下支え  
（機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化）
- 戦略的マネジメントの徹底によるストック効果の最大化
- ✓ DX、GX、リダンダンシー確保、安全保障、自然資本との統合等の観点からの機能高度化
- ✓ 賢く使う観点からの縦割り排除による複合化・多機能化・効果最大化
- ✓ 地域インフラ群再生戦略マネジメント等の戦略的メンテナンスによる持続的な機能発揮
- 包括的社会に向けた多様な主体の参加と連携
- こども・子育て支援、女性活躍
- 関係人口の拡大・深化

### 分野別施策の基本的方向

- 地域の整備（コンビナート+ネットワーク、農山漁村、条件の厳しい地域への対応等）
- 産業（国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給等）

- 文化及び観光（文化が育む豊かで活力ある地域社会、観光振興による地域活性化等）
- 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラ

- 防災・減災、国土強靱化
- 国土資源及び海域の利用と保全（農地、森林、健全な水循環、海洋・流域等）
- 環境保全及び景観形成

### 計画の効果的推進 広域地方計画の策定・推進

- 地理空間情報等を活用したマネジメントサイクルと評価の実施
- 広域地方計画協議会を通じた広域地方計画の策定・推進

《国土の刷新に向けた重点テーマ》

新しい資本主義、デジタル  
田園都市国家構想の実現

## 国土形成計画（全国計画）素案（国土交通省国土審議会第18回計画部会資料）（抜粋）

下線は事務局による。

### 第1部 新たな国土の将来ビジョン

#### 第2章 目指す国土の姿

##### 第2節 国土構造の基本構想

###### 4. 持続可能な生活圏の再構築

(2) 地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成

今後、人口減少の荒波が小規模都市のみならず地方の日常的な生活サービスの中心となる中規模都市にも及び、生活サービスの利便性の低下が加速することが懸念される。地方における日常生活を支える各種サービス機能を提供する最後の砦として、ボトムアップから地域が主体的に、新たな発想に立った持続可能な生活圏の再構築を図る必要がある。このため、人口減少、少子高齢化が加速する地方において、人々が生き生きと安心して暮らし続けていけるよう、生活に身近なコミュニティを基礎的な単位としつつ、それらを内包した地域の文化的・自然的一体性を踏まえ、より広域での日常的な生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決と地域の魅力向上を図る。

### 第3章 国土の刷新に向けた重点テーマ

#### 第1節 デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成

(略)

1. 新たな発想からの地域生活圏の形成 ～人口減少下でも持続可能で活力ある地域づくり～

(1)「共」の視点からの地域経営(サービス・活動を「兼ねる、束ねる、繋げる」発想への転換)

地域生活圏の形成に向けては、新たな発想からの地域経営の仕組みの構築が不可欠であり、地域を共に創る発想から、主体、事業、地域の境界を越えた連携・協調の仕組みをボトムアップで構築することが重要である。具体的には、主体間の連携の観点から、重層的な官民パートナーシップの構築、関係人口の拡大・深化等を推進することが求められる。また、事業間の連携の観点から、分野の垣根を越える横串の発想、シェアリングによる地域経済循環の仕組みを構築することが重要である。さらに、地域間の連携の観点から、市町村界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進することが期待される。

(2) デジタルの徹底活用によるリアルの地域空間の質的向上  
(略)

2. 地域生活圏の形成に資する具体的な取組の概要

(デジタル基盤、地理空間情報等の整備・活用) (略)

(地域公共交通のリ・デザイン) (略)

(遠隔医療を活用した地域医療の確保) (略)

(持続可能なインフラメンテナンスシステムの構築) (略)・・・等

## 国土形成計画（全国計画）素案（国土交通省国土審議会第18回計画部会資料）（抜粋） 続き

### 3. 地域生活圏の形成に向けたエリアの考え方

#### （エリアの柔軟性）

地域生活圏の形成に向けては、従来の固定的な圏域の発想から脱却し、多様な官民パートナーシップの取組が重層的に連なる柔軟な範囲を設定することを基本とする。すなわち、生活サービスの維持・向上の視点から、必要なサービス活動ごとの様々な主体による取組が重層的に連なり、地域生活圏の形成・発展につながっていく。

このため、優先的に対応すべき地域課題に応じて、必要な範囲で小さな取組から始め、段階的に取組を広げ、時間とともに地域生活圏としてより成熟していくものであり、取組の熟度や広がりに応じて、時間とともに範囲も柔軟に変化するものであることに留意して取り組む必要がある。

#### （規模の柔軟性）

地域生活圏の形成に向けては、地域の文化的・自然的特性を活かしつつ、生活・経済の実態に応じ地域が主体的にデザインすることが重要である。高次の都市機能等はデジタル活用等を図ることにより、より大きな人口集積での様々な機能のフルセット型の従来の生活圏の発想にこだわらず、より小さな集積でも質の高いサービスの維持・向上が可能となる生活圏の形成を目指す。こうした発想から、リアルな地域空間で日常生活に不可欠なサービスを相当程度維持しうる集積規模の目安として、生活圏内人口 10 万人程度以上を想定する。しかしながら、地域生活圏の人口集積について、厳密に条件設定をするものではなく、あくまで生活・経済の実態に応じて、各種生活サービスの提供に必要な範囲を検討・設定することが重要である。こうした発想からの地域生活圏の形成においては、その中での取組もその活動・サービスの内容を通じて、地方の中心都市を拠点とする市町村界を越える広域レベルの取組から、中山間地域における小さな拠点を核とした小規模の取組まで、様々な規模での取組を重層的に包含するものと捉えられる。従来のフルセット主義から脱却し、都市の集積規模等に応じて、各種生活サービス提供の機能・役割を分担・連携していくことが重要となる。

### 4. 推進方策の考え方

地域生活圏の形成に向けては、地域の主体的なボトムアップからの取組が全国に展開されるよう促進する必要がある。その際、「共」の視点からの地域経営を実現する観点から、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③市町村界にとらわれない「地域の連携」を重視した取組に重点を置くことが重要である。とりわけ、地域での取組の具体化に当たっては、地域経営主体の育成、官民パートナーシップの構築が不可欠である。国においては、地域の主体的な官民パートナーシップによる具体的な取組が重層的に重なり、地域生活圏の形成が進められるよう、官民が連携したモデル的な取組への府省横断での関連施策の一体的な活用を促すとともに、円滑な事業実施に向けた伴走型支援の連携体制を構築していく必要がある。

#### （地域生活圏形成の推進方策に関する主なポイント）

#### ①地域の主体的な創意工夫によるボトムアップからの取組の促進

（略）

#### ②地域生活圏形成の推進主体の育成、体制の構築

（略）

#### ③関係府省の関連政策・制度との連携

地域生活圏の形成に資する各種関連施策を強化し、政策パッケージとしてとりまとめ、地域のボトムアップからの取組が全国において展開されるよう環境整備を進めることが重要である。その際には、デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル基盤整備や、スマートシティ・スーパーシティ、「デジ活」中山間地域等のモデル地域ビジョン等との連携を推進するとともに、既存の広域連携の枠組みである連携中枢都市圏や定住自立圏との連携を図る。さらに、関係人口の拡大・深化等の地域人材確保策との連携も重要である。

# 地域運営組織の設立・運営に関する財政支援策

- 将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）を図る観点から、地域運営組織の持続的な運営等に必要な経費について平成28年度から地方財政措置を講じている。
- 令和4年度からは、孤独・孤立対策として、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費について、対象経費に追加している。

## 令和5年度における地方財政措置

### 1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

#### (1) 地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援に関する経費（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税
- ② 形成支援に関する経費（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

#### (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※令和4年度からは、孤独・孤立対策として下線を対象経費に追加している。

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

### 2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

# 孤独・孤立対策や地域福祉分野における主体間連携のあり方について

○ 孤独・孤立対策や地域福祉分野において、地域の様々な主体間の連携が求められている。

孤独・孤立対策の重点計画(孤独・孤立対策推進会議決定)  
(令和4年12月改定) (抜粋)

## I 孤独・孤立対策の基本的考え方等

### 3. 孤独・孤立対策の基本方針

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

#### ④地域における包括的支援体制の推進

孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者や家族等に対して、地域の専門職等による継続的支援及び必要時の緊急的支援、当事者自らが選択して自らの役割を見出せる場となる地域コミュニティへつなぐ支援(略)やコミュニティ(略)間移動の支援(略)等を行う各種制度での対応(略)を推進する。

また、地域の関係者が連携・協力しつつ、福祉や保健と教育との連携(略)、福祉と保健、医療、雇用・就労、子育て、住まいとの連携など各分野の取組を有機的に連携させて分野横断的に、当事者を中心に置いた包括的支援体制を推進する。併せて、そのような連携のもと、住まいのセーフティネットについて、その強化を含め在り方を検討する。

さらに、地域において当事者を包括的に支える支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の活用をはじめ、小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する。併せて、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備とともに、社会教育を通じて人と人との「つながり」を実感できる地域づくりも推進する。

厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ  
(令和元年12月) (抜粋)

## Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

### 2 断らない相談支援

#### (3) 多様な主体との連携

- 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。

(中略)

- 支援を届ける姿勢で積極的にアウトリーチし、支援を提供していくに当たっては、上記のような相談支援に関わる多職種や自治体職員との連携体制を整備するだけでなく、地域住民や町内会・自治会等の地域住民組織、民生委員・児童委員を始め、地域の多様な関係者やサロンなどの様々な居場所との連携を図ることにより、潜在的に支援を求める人を早期に把握していくことが重要である。

下線は事務局による。